

第 11 回 議会運営委員会記録

1 日 時 平成 29 年 9 月 13 日(水) 午後 3 時 25 分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 8 名

委 員 長	高 田 保 則	委 員	宮 澤 一 照
副 委 員 長	佐 藤 栄 一	〃	阿 部 幸 夫
委 員	渡 辺 幹 衛	〃	小 嶋 正 彰
〃	岩 崎 芳 昭	〃	堀 川 義 徳

4 欠席委員 0 名

5 欠 員 0 名

6 職務出席者 2 名

議 長	植 木 茂	副 議 長	横 尾 祐 子
-----	-------	-------	---------

7 説 明 員 0 名

8 事務局員 3 名

事 務 局 長	岩 澤 正 明	主 査	道 下 啓 子
庶 務 係 長	池 田 清 人		

9 件 名

1) 意見書の採択について

・ 道路整備財源の確保を求める意見書

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 今ほどは大変ご苦勞様でございました。本日、お諮りしていただきたいのですね、道路財特法の特別措置の継続に関し意見書を採択していただきたく、議会運営委員会にお諮りするものでございます。

市町村が行う道路事業についてはですね、道路財特法、正式名は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律において、平成 20 年度以降の 10 年間、道路の舗装等に関する国の負担又は補助の割合が嵩上げされております。この特別措置が 29 年度末で終了となってしまうと、当市においては特に消雪パイプ、流雪溝などの克雪対策整備に影響することが考えられます。

この件に関しては、先週、県市議会議長会からも道路整備財源確保を意見書として採択するよう依頼も来ており、妙高市の議会としても市民の安全、安心な生活環境を確保する観点から議員発議にて意見書の採択をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1) 決議について

○委員長（高田保則） では、レジメ 1 の道路整備財源の確保を求める意見書を議題とします。議事日程とあわせて説明を願ひます。

局長。

○事務局長（岩澤正明） 妙高市においては、冒頭の議長あいさつにあったとおり道路に付帯する克雪施設の整備が重要であること、防災、観光等において広域連携を図るためのアクセス道路の整備促進の必要があることから、道路財特法の補助率等嵩上げ措置の継続が必要と考えます。

なお、執行部においても、この件を課題として捉え、5月財務大臣等に「道路整備等おける補助率に関する要望書」を提出しております。今回、県市長会及び、県市議会議長会からの依頼を受け議会として対応したいものです。

お手元に、議長案として意見書案を示させていただきました。レジメ裏面の案をご覧ください。朗読いたします。

道路整備財源の確保を求める意見書。急速に進行する人口減少・少子高齢化という、これまでに経験したことがない大きな課題に直面している中、地域の宝を活かしたまちの賑わいや地方への人の流れをつくり、地域に暮らす人、訪れる人にとって魅力的な地方創生を成し遂げていくためには、道路交通ネットワークの整備が重要である。

妙高市は、全国でも有数の豪雪地域であり安全・安心な生活環境を確保するには、冬期間における緊急車両や歩行者の交通確保と、きめ細かな除雪を実施するための消雪パイプ、流雪溝などの克雪施設整備が必要不可欠である。

また、地域戦略として交流人口の拡大や地域連携を推進するための様々な事業を展開していく上で道路整備の必要性はますます高まっている。

このような状況において「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という）の規定による補助率等の嵩上げ措置（50%を55%等に嵩上げ）が、平成29年度までの時限措置となっており、この時期に補助率等が低減することは、地方創生の実現はもとより自治体運営にとって非常に大きな影響を与えることが懸念される。

よって、国においては、道路財特法の特別措置を平成30年度以降も継続するとともに、道路整備予算の総枠を長期的・安定的に確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年10月3日。新潟県妙高市議会

意見書の送付先は、衆・参議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣を予定しております。提案者、賛同者等はその後決めていただきます。日程ですが、最終日の本会議、教育委員会委員の任命同意の採決後に上程します。提案説明、質疑、討論、採決の順となります。即決となりますので、採決は起立採決となります。

以上、案でございます。

○委員長（高田保則） ただいまの局長の説明について何かございませんか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これは、全部の県と市町村が出すということなんですが、嵩上げの、当初補助率50%を55%等と、等というのは、地域によっては55%ではないところもあるんですかね。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） 道路整備の内容であるとか、改築であるとか、そういうものによって違うものであります。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 文書のほうはおそらく、妙高市議会だけではなく、各市町村も統一してあると思うのですが、その辺は間違いはないのでしょうか。

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） この意見書の案文なんですが、参考に県の市長会から来たもの、これが案文として市議会議長会から来ています。それと、妙高市のほうで5月に要望しておりますので、妙高市の事情を含んだ中で、合せて案を考えたところです。

- 委員長（高田保則） 小嶋委員。
- 小嶋委員（小嶋正彰） 実際、国の動きはどのようになっているのでしょうか。
- 委員長（高田保則） 局長。
- 事務局長（岩澤正明） 確かではないのですが、要望書を受けている国土交通大臣の報道の写真等を見ているのですが、法律改正を要望しているだとか、上程しているだとか把握していないところです。
- 委員長（高田保則） 小嶋委員。
- 小嶋委員（小嶋正彰） こういうのはタイムリーな取り組みが必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。
- 委員長（高田保則） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） 一点お願いしたいんですけど。これは、県内 20 市に要請が来ている形なのか、それとも一つはそれを受理した日はいつだったのか、確認だけしたいのですが。
- 委員長（高田保則） 局長。
- 事務局長（岩澤正明） 執行部の対応として、市長が要望に行ったのが 5 月なんですけど、これは市の方で独自に行ったものです。その後、県の道路関係の部署から各市町村に話があったところです。それで県内の議会の対応なんですけど、8 月 24 日時点では、6 市で意見書の方を審議するという、近隣の上越市、糸魚川市においても同じく市議会に対応すると、妙高市も併せるとわかっているだけで、9 市ということです。最新の情報ではないのですが、8 月 24 日、時点、それと県の市議会議長会からの依頼を受けて、上越 3 市で歩調を整えるということでもあります。
- 委員長（高田保則） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） ということは、ちゃんとした要請を受けて動くということですか、妙高市議会独自で動くということなんですか。
- 委員長（高田保則） 局長。
- 事務局長（岩澤正明） 市議会議長会から依頼はありましたけども、その判断については各市議会判断してくださいということです。
- 委員長（高田保則） 佐藤委員。
- 佐藤委員（佐藤栄一） だから、こういう要請は 3 日前という区切りがないわけなんで、要請が来た日はいつかお聞きしたい。
- 委員長（高田保則） 局長。
- 事務局長（岩澤正明） 市議会議長会からは 9 月 5 日付けで要請がありましたし、文書が届いたという受付日は 9 月 8 日で処理しております。
- 委員長（高田保則） ほかにございませんか。
- お諮りします。意見書については、局長の説明の案のとおりとすることに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕
- 委員長（高田保則） 御異議なしと認めます。なお、意見書の送付にあたり語句などの調整は議長に一任願います。
- また、送付先は先ほど説明がありましたが、本会議では議長一任ということで諮りたいと考えますが、よろしくお願いたします。
- 次に提案者、賛同者についてはいかがいたしますか。
- 堀川委員（堀川義徳） 提出者は議運の委員長、賛同者は議運のメンバー全員でよいと思います。
- 委員長（高田保則） 今、堀川委員から提出者は議運の委員長、賛同者は議運のメンバーということでご意見ありましたが、それにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（高田保則） では、議運メンバーによる発議とし、提案者は議会運営委員長高田、賛同者は委員長以外の議会運営委員ということで行いたいと思います。

○委員長（高田保則） お諮りします。提案者は議会運営委員長高田、賛同者は議会運営委員長以外の議会運営委員とすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認めます。それでは提案説明は高田が行いますのでよろしく願いいたします。

次に、日程についてお諮りします。説明案のとおり 10 月 3 日、本会議において上程から採決を行うことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認めます。なお、議会最終日の本会議前に全員協議会を開催し、本日の決定事項を承認いただきます。

○委員長（高田保則） 以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

散会 午後 3 時 38 分